

# アメリカにおける政教関係の現在

千葉 眞

はじめに

『歴史のなかの政教分離——英米におけるその起源と展開』（彩流社、二〇〇六年）という本は、大西直樹さんと私が編集し、イギリスのビュリタニズムの専門家たち、アメリカの植民地期、革命期の専門家たちが集まって本にしたものです。これは、齋藤眞先生と大西さんが中心の研究会で有意義な共同研究を重ねてきた成果といえることができます。

今日はまず、この本から私自身が学ばせてもらった

こと、特に政教分離の原則について話をさせていただきます。その後、現在のアメリカにおける政教関係という今日の主題についてお話ししたいと思います。

## I 政教分離について

『歴史のなかの政教分離』の副題は「英米におけるその起源と展開」となっております。政教分離ということでは、英米諸国のほかに、当然、靖国問題をかかえている現在の日本の問題が大きいわけです。またフランスやその他のヨーロッパ諸国においても、いろい

ろな問題が出てきております。さらにイスラム圏の国々はそのほとんどが政教一致の政治体制をとっておりますが、イスラム圏との比較のなかでどうなのだろうかということが気になります。これらの事柄を頭の片隅に置きながら、各執筆者がそれぞれの担当の章を執筆したという形で書かれております。しかし、日本の問題やフランスの問題、あるいはイスラム圏の国々の問題については、諸論考は直接には言及しておりません。

## 1 中世西欧世界の「コープス・クリステイアヌム」(キリスト教社会)の解体

「英米におけるその起源と展開」というテーマとの関連では、まず押さえるべき事柄として、中世西欧世界の「コープス・クリステイアヌム」(キリスト教社会)の解体の問題があったかと思われまます。近代西欧世界を作り上げた思想潮流には、ルネッサンスや啓蒙思想といった世俗的人文主義、人権意識、進歩思想がありました。しかし、同時にもう一つの異質な伝統である

宗教改革、それから「新プロテスタンティズム」(エルンスト・トレルチ)といわれる宗教改革後の一つの思想潮流も、近代世界の形成に大きな影響力を発揮いたしました。この「新プロテスタンティズム」とは、「古プロテスタンティズム」(宗教改革)の流れを汲むピューリタニズムを中心とした思想潮流です。その新しい宗教的世界像ないし神学的世界像が、近代世界の形成に大きな役割を果たしたと考えられております。

これはしばしば「トレルチ＝ウエーバー＝イェリネック・テーゼ」といわれているわけです。その解釈によれば、近代の自然科学あるいは科学哲学の誕生、さらに近代の人権思想や民主主義の確立は、当然、啓蒙思想やフランス革命によってもたらされた面がありますけれども、同時にまた宗教的な中世の世界像を代替するものとして、近代のより宗教的な色彩をもったピューリタニズムの影響が大きかったとされます。この影響はさまざまな形で発揮されましたが、一つはピューリタニズムが「自発的結社」という考え方を提示したことが重要です。国家と対抗する任意かつ自発的な

「自由教会」という理念がそこでは歴史的に結実していて、これが後代の市民社会の形成や活性化ということにつながっていったと見られるわけです。「トレルチウエーバー・イエリネック・テーゼ」は諸種のさまざまな主張や解釈の総合であります。契約型の「自発的結社」の形成と展開の雛形をピューリタニズムが提供したという主張もそこに含まれます。日本では大塚久雄の「ピューリタニズム」理解というのが戦後のあの時期の社会科学の考察に大きな影響を与えましたが、この大塚史学も、近代形成に関して「トレルチウエーバー・イエリネック・テーゼ」にみられる「禁欲説」的な理解を下敷きにし、ブルクハルト的な「解放説」を退けた点に特徴がありました。

現代においても「トレルチウエーバー・イエリネック・テーゼ」がかなりの賛同者を得ているという理由は、中世の「コープス・クリスティアム」という一種の神学的な世界像を打破するためには、世俗的な全く異なる世界像ではなくて、それに対するオルタナティブとなりうるようなもう一つの神学的世界像が必

要であったということにあると考えるわけです。ピューリタニズムがいかに当時の時代状況によって大幅に制約されたものであったとしても、あるいは近代思想としての限界をもっていたとしても、やはり中世的な神学的世界像を打破し代替する思想潮流として、必要不可欠であり、影響力があったということは十分に納得のいくことです。この関連でよく参照されるのが、『経済と社会』のなかのマックス・ウェーバーの以下の一文です。「人間の行為を直接に支配するものは、利害関心であって、理念ではないが、『理念』によって作り出された『世界像』は極めてしばしば転轍手として軌道を決定し、その軌道の上で利害のダイナミックスが人間の行為を押し進めてきた」。彼の著した『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』は、こうした前提の一つの表現であったというふうに見ることができのではないかと思います。近年では、異なった視点と論点からの議論ですが、チャールズ・テイラーの初期近代における「日常生活の肯定」論やハンス・ルーメンベルクの世俗化論も、こうした前提を共有し

ていると思います。

今回の論文集『歴史のなかの政教分離』では第一章の岩井淳氏の論文が少しこの問題にふれています。岩井論文は、「ピューリタン」「分離主義者」「レヴェラー」というふうに区別しまして、従来のピューリタン研究では分離主義者もレヴェラーズも、またデイガーズなど社会主義を先取りしたような左派も、一応「ピューリタニズム」「ピューリタン」ということでくくられていることに疑義を提示します。この問題もかなり面白と思うのですが、彼の議論はさらに興味深い論点を提出しております。岩井氏は、いわゆるピューリタン諸派が「近代の源流」として位置づけられることが多かったが、彼らの議論を子細に検討してみると、その思想の「反近代性」は明白であるといい、当時のカトリシズムに対する敵対的な考え方、それからカルヴィニズムの流れをくむ不平等な選民思想、預定説的な考え方、それらの思想的特徴がピューリタニズムのなかにも残滓としてあり、その意味で近代思想としては多くの制約をもっていたと主張します。これらの考え方

はそのまま、社会的不平等観につながっていきます。さらに千年王国主義という、きわめて非合理的な終末論に帰結してしまうと理解されています。この意味で近代思想としてピューリタニズムは、大きな問題をはらんでいたと指摘されます。

この岩井氏の指摘はもつともだと思えます。かつてのA・D・リンゼイ、アーネスト・バーカーあるいは日本の大木英夫氏などが主張したテーゼ、つまり、「近代の源流」としてのピューリタニズムの位置づけということに対して反論を提起していると理解できるかもしれません。しかし同時に岩井論文は、このようなピューリタン諸派は、イングランドにおいては少数派であったがために、信教の自由を主張し、その制度的保障を要求し、その意味で政教分離を促したとも理解しております。しかし留保としては、ピューリタニズムがそもそももっていた思想がそうさせたというより、むしろ当時置かれていた歴史的状况がそうさせたのではないだろうかという議論をしております。

岩井論文は同時に、このように近代思想としてみれ

ば、さまざまな限界をもっていたピューリタニズムであつたけれども、それ自体が一つの新しい神学的世界像を提起するものであつたがゆえに中世的な神学的世界像、さらにそのイングランド的な変化形態、ヴァリエーションであつた神学的世界像と国教会体制に対して一つの対立軸を提起することによって、近代の一つの地平を開いたのではないか、ということも示唆しています。つまり、フランスのように単に世俗的な啓蒙思想をもつてくればそれで成功したかといえ、とりわけイングランドの場合はそうではなくて、一つの神学的機制を打破するところの新たな神学的機制、それをピューリタニズムは豊かに提供したのではないだろうかということになります。ピューリタンたちが提示した、自発的結社として契約社会としてみるような「自由教会」論、それから預定の教義と選民思想、労働というものを軽蔑に値するものではなくてむしろ神聖なものであるとみなす考え方、さらに歴史的に少数派であつた状況のゆえの信教の自由、良心の自由の主張、さらには寛容思想、平等主義的な人権論、終末

論、こういった思想的諸契機が、一つの新しい神学的機制の構成要素として変革的な役割を果たしたのではないだろうか。それが現代からみると、いかに異質に響き、反近代的に響いたとしても、当時においてはそのような重要な役割を果たしたのである。私の読み込みすぎもあるかもしれませんが、岩井論文はこういう議論を前提としているのではないかと思います。

## 2 政教分離の二つの顔

それから私がこの論文集から学ぶことのできたもう一つの大事な点は、英米の歴史的文脈における政教分離というのは二つの顔をもっていたということです。これは、この研究会のなかで次第に共有されてきた一つの理解であつたと思います。

政教分離の第一の顔は、序論で書きましたことをちよつと抜き取ってきたのですけれども、「神権政治の形態であれ、国教の形態であれ、公定宗教制ないし公定教会制の形態であれ、国家と教会（宗教団体）との制度的結託、政治権力と宗教権力との制度上の融合を回避

し、両者の領域および権限における分離を要求し、相互に各領域の固有の自立性の根拠を承認することを意味する」。これがわれわれの政教分離の通常の意味であります。一つは国家と教会の政治権力上の、制度上の融合の拒否で、もう一つは経済的な融合や癒着の拒否というものがあつたかと思ひます。国家と宗教団体との制度的結託を否定するという意味合いがあると思ひます。これは、さまざまな研究書をみても、政教分離の重要な根幹をなす柱であつて、それを「規制原理」という人もいますし、「批判原理」あるいは「外的原理」というふうに表示する方もおられます。

これと並行する形で政教分離の第二の顔というのがあるかと思ひます。それはより内面的かつ実質的な価値に関するものでありまして、教会（宗教団体）および市民社会の側からいえば、「信教の自由」「寛容」「良心の自由」の保障の表現としてそれが意味をもつということです。ですから政教分離のもう一つの側面は、「信教の自由」「寛容」「良心の自由」の保障を表現するための制度装置ということになります。したがって政教

分離の力点は、多宗教的な状況あるいは多文化的な状況において「信教の自由」「寛容」「良心の自由」を認めていくということ、とりわけ少数派の宗教団体の「信教の自由」と「良心の自由」、彼らへの「寛容」を認めていくことを意味します。当然、その後の歴史的展開の過程で、ピューリタニズムの時代には排除されていたカトリック教徒もここに入ってくるわけです、またキリスト教以外の宗教を信じる人たちも、さらに不可知論者や無神論者も、政教分離の第二の側面のなかのこのような権利の担い手として承認されるということです。これは、政教分離の「構成原理」あるいは「実質原理」「内的原理」といふいろいろな方がされますけれども、こういう側面をもう一つもつていたわけです。

### 3 政教分離の原則の隙間という問題

このような法制度としての政教分離の原則にはやはり隙間があつて、政治と宗教の関係のさまざまな側面に対して十分に対処できない、あるいは網羅的にそれ

に対して応対できるものではないという問題があります。政教分離の原則とはそもそも法制的な次元に関わる原則ですので、法制的次元に還元されることのない政治と宗教の関係は、この原則からは漏れてくるわけです。つまり、政教分離の原則には隙間がみられるということなのです。なぜ隙間が生じるのかといえば、宗教というものの性質そのものから説明できます。宗教というのは、それを信じる人々や集団の生き方を内側から鼓舞するものです。そうである以上、宗教的感情や価値観の問題は、文化やエートスの次元、イデオロギーの次元、倫理や道徳の次元、深層意識を含む意識の次元に浸透することによって、社会一般や政治に影響を及ぼしていくこととなります。たとえば、宗教と政治の関係の問題は、アレクシス・ド・トクヴィルが考えたように、政治を支えるエートスないし「心の習慣」を培うものとしての宗教の役割、さらには政治を支援する「市民宗教」の問題など、きわめて重要な社会的政治的役割をそこにみることができます。今日の報告の第Ⅱ部での私のテーマは、アメリカのキリスト教

原理主義の問題ですが、これはイデオロギー化した宗教勢力が時の政治権力の「御用宗教」となってその正当化の役割を果たすという問題を提起しております。これらの事柄は、いわゆる法制化以前の不可視の政教関係であり、政教分離という法の網の目にかかりにくい政教関係の問題圏であるといえます。この問題圏には、たとえば、従来からブラスの事例として指摘されてきた、デモクラシーを基礎づける精神的エートスとして機能したとされるピューリタニズムの役割——トクヴィルの定式化を用いるならば、「宗教の精神」と「自由の精神」との「驚くべき結合」——の問題も帰属するし、またマイナスの事例と考えられる現今のアメリカの原理主義（ファンダメンタリズム）の提起するような諸問題も帰属するといえましょう。

こうして、これまで政教分離の原則にとって周辺問題と考えられてきた文化やイデオロギー、道徳やアイデンティティーの問題が、今日、その重要性を加えてきたといえます。『歴史のなかの政教分離』に収録されている齋藤眞先生の論文は、「政治構造と政教分離——

イギリス（複合）帝国とアメリカ諸植民地」という章になっておりますが、その結びの言葉で次のようにいわれております。「一方で移民国家の多文化性の下、制度としての政教分離の拡大と共に、他方で統合の信条体系としての宗教、いわゆる市民宗教（Civil Religion）が拡大する。ここに、制度的には政教分離が定着しつつ、他方では心情的には政教融合が浸透していく。『九月十一日』以降の『God Bless America』の唱和も、その一つの表れといえよう」。ですから、政教分離が法制度として確立し、それが共有され、それが社会に浸透していくと同時に、そこには解消できないものとして、統合の信条体系としての宗教、擬似宗教、イデオロギー宗教、市民宗教的なものへの要求とニーズが、反比例するような形で高まっていく。こういう状況が「九・一一事件」以降、アメリカにみられるといえます。

## Ⅱ アメリカにおける政教関係の現在

それでは次に本論に入りますが、上記の論文集に収録された拙稿「アメリカにおける政治と宗教の現在

——新帝国主義とキリスト教原理主義」はもともと『思想』二〇〇五年七月号に掲載された論文を、少し短くしてこの本の最終章として掲載させていただいたものです。そこで議論を要約し紹介しながら、いくつかの論点について語りたいと考えます。

### 1 「スーパーパワー」（唯一の超大国）としてのアメリカの新帝国主義

ここでいろんなことを述べているわけですけども、まず出発点として、唯一の超大国「スーパーパワー」としてのアメリカの新帝国主義の問題から入っていったわけです。現在のアメリカの新帝国主義的な政策の背景に、権力中枢にあるネオコン（新保守主義）の勢力と宗教右派（キリスト教原理主義およびユダヤ教原理主義）とのイデオロギー的結束、この問題がやはり大きな問題としてあるということ、特に「九・一一事件」以降、アフガン戦争およびイラク侵略戦争あたりで、このような権力中枢にあるネオコンと宗教右派の結びつきが最高点に達したというふうに感じ取れるわけです。そ

の後、多少ピークは過ぎたといういい方もできるかも知れません。

今日のアメリカの危機は、やはり政教分離の危機というふうにいえるのではないだろうかと思えますけれども、しかしその危機は、政教分離の原則が禁じておられます政治権力と宗教権力との支配構造における制度的合体というのとは異なります。それと、もう一つの政教分離の原則が禁じる、両者の財政的癒着というのとも一線を画しております。さらに「信教の自由」「寛容」「良心の自由」を制限する動きが出ているかという点、現在のアメリカでそのような現象が明確な形で出てきているわけではありません。それでは現在の政教分離の危機とは何であるのでしょうか。それは、従来の政教分離の原則が禁じてきた諸種の問題とは異質な位相にある問題、異なった次元の問題であると理解できます。それではどのような政教分離の危機かといいますと、宗教右派が政治権力を下支えするイデオロギー的な機能を果たしているという問題、つまり、政治権力と宗教勢力とのイデオロギー上の結束が問題の核

心だといえるでしょう。

イデオロギー上の結束といっても、具体的にはどのような現象がみられるでしょうか。これについてはいろいろなことがいえるかと思いますが、特に共和党とキリスト教右派の「全米キリスト教連合」——以前は同一の団体は「モラル・マジオリティー（道徳的多数派）」と呼ばれておりました——とのイデオロギー上の結束が問題です。これは、例えば大統領選挙における投票の動員のために、キリスト教右派である原理主義者たちが直接間接に大きな働きをしてきた問題に示されまですし、あるいはまた、共和党大会にキリスト教原理主義を代表するTVエヴァンジェリスト、テレビ伝道師といわれるような人たちが出かけていって、共和党のキャンペーンのためにイデオロギー的な言説を弄するといったことが行われてきました。このように両者の連携を通じてアメリカ社会のなかに自分たちの政治的思想をかなり意図的に戦略的に実現していくという動きがあることに、警鐘が鳴らされているわけです。こうした動きは、政教分離の原則についての従来の理解

とはずれる面があり、政教分離の網の目に引っかからない問題として認識されるかもしれません。しかし、よく考えてみますと、日本人が体験しました戦前戦中の天皇制ファシズム下での国家神道の問題、あるいは国家宗教としての天皇制の機能の問題は、直接に政教分離の原則に違反した面をもったと同時に、一種の半強制的なイデオロギーとして国民を洗脳していった面があったことが理解されると思います。このように天皇制という政治宗教的なイデオロギーが、国民の感情的帰依を宗教意識あるいは擬似宗教意識を媒介として調達していった事実が浮き彫りにされてきます。国家神道あるいは政治宗教としての天皇制（天皇教）が、一種の支配の精神的機制として、天皇の赤子としての忠誠感情を国民から引き出すメカニズムと機能を提供したことは明白な事実であったのであり、これは日本人が戦前戦中に体験してきたところだといういい方ができるかと思えます。もう一つの事例は、ナチズムを支えた「ドイツ的キリスト者」の問題です。ナチズムの思想に帰依したドイツの一部の教会と愛国主義的

キリスト教徒たちが、いかにナチスの権力を、ある意味で承認するだけでなく支持し、ドイツ国民の意識をナチズム支持の方向に向けることによってイデオロギー的な下支えの機能を果たしたか、これについてはいろんな研究があつて今では十分に理解されているところでもあります。

さらにアメリカの特殊状況として考えておく必要があるのは、一九六〇年代の初めにさかのぼる「文化戦争」(cultural wars)と呼ばれるものです。これはアメリカの定義をめぐるイデオロギー闘争ですが、やはりこれをみておく必要があるだろうと思います。この「文化戦争」の発端は、一九六〇年代初頭にさかのぼり、公立学校で行われた祈りの問題に関する対立にあったといわれております。公立学校での祈りを承認し、それを妨げてはならないとする聖書的根本主義者(ファンダメンタリスト)と、公立学校におけるキリスト教的な祈りというのは政教分離に反するということで、それに反旗を翻した世俗的な自由主義者たちとのイデオロギー闘争です。この問題に端を発した対立は、もとも

とノン・ポリであった聖書の根本主義者が政治化し、政治的な宗教右派へと変質していくきっかけとなったという意味で大きな意味をもった展開でありました。この「文化戦争」は、今日さらに激しさを増してきており、妊娠中絶の是非の問題、公立学校で進化論や性教育を教えることの是非の問題、あるいは同性愛や同性婚の是非の問題、死刑や銃砲規制の是非の問題、こういう点で争われています。アメリカ社会をまさに二分するような争点となっています。今日の宗教右派の台頭の背景にはこういう問題があったと考えるべきではないかと思えます。

## 2 連邦憲法修正第一条——「国家と教会との分離の壁」

そこでアメリカにおける政教分離の問題ですけれども、これは連邦憲法の修正第一条前半部に規定されています。「連邦議会は、宗教の国定もしくは宗教活動の自由の禁圧に関する法律を制定してはならない」。この政教分離の原則は「国家と教会との分離の壁」と表現

されることがあるのですが、これはトマス・ジェファソンの言葉です。修正第一条前半部は上記の「国教禁止条項」となっておりますが、その後半部は「自由な宗教活動条項」が続きます。このアメリカ憲法修正第一条もそうですが、日本国憲法第八十九条、第二十条もそうなんですけれども、一方で政治と宗教との権力的合体の禁止、つまり「国教禁止条項」というものをもちつつ、他方では宗教の自由、信教の自由、良心の自由などを謳い、「自由な宗教活動条項」というものをもっています。

一九四七年にエヴァスン判決がありました。これはカトリックの学校に対して公共の機関が生徒の登校のためにスクール・バスのサービスを提供し、その費用を税金でまかなうことの是非を争ったケースです。ブラック裁判官が、ジェファソンの「教会と国家との分離の壁」という表現を使用して、結局、これを違法であるという判決を出すわけです。そのときに参考意見あるいは説明意見として、この「教会と国家との分離の壁」というのは、最大公約数的に言えば、次の七点

を具体的に含むのだと説明されました。この七点はその後、の政教分離関連の判例に対しても大きな重みもつようになりました。その七点とは以下のものです。(1) 連邦政府、州政府のいずれも自らの教会を設立することはできない。(2) いずれの政府も、一宗教もしくはすべての宗教を援助する法律、または一宗教を他の宗教より優遇する法律を制定してはならない。(3) いずれの政府も、個人に、その意思に反して教会に行かせるように、もしくは行かせないように強制したり影響力を行使したりしてはならない。(4) いかなる宗教に対する信仰、不信仰の告白を強制することは許されない。(5) 何人も、宗教信仰または不信仰を理由に、またはそれを告白したことを理由に、または教会への出席、欠席を理由に、処罰されてはならない。(6) 金額の多少を問わず、税金は、いかなる宗教的活動もしくは宗教的機関を支援するために賦課されてはならない。(7) 連邦政府、州政府のいずれも、公然とであれひそかにであれ、いかなる宗教組織もしくは宗教団体等の管轄事項に関与してはならない。

もう一つの重要な判決をみておきましょう。特にキリスト教原理主義の台頭との関連で大きな判決は、一九六二年六月二十五日の最高裁判決で、ニューヨーク州における公立学校での祈りを禁じたエンゲル判決があります。このエンゲル判決が、現代のキリスト教原理主義の台頭の伏線になっているということを、多くの研究者が指摘しております。この判決を契機に、もともとノン・ポリであった「聖書の根本主義者」(宗教的ファンダメンタリスト)——聖書の逐語靈感説に基づいて聖書の言葉を字義どおりに理解する宗教的な保守主義者——は、急進的な政治的活動も辞さないポリテイカルな「キリスト教原理主義者」(政治的ファンダメンタリスト)に変貌を遂げていきました。エンゲル判決がある意味でこのような機能を果たしたのではないかと思うのです。一九五一年以降、ニューヨーク州では若年層の犯罪が非常に増えてきたという理由で、アメリカの道徳的精神的な伝統を子どもたちに継承する教育が必要だという意見が強まってきて、公立学校で朝に共同の祈りというものが入導入されたわけです。これに對

して、ニューヨーク州のニューハイドパークという所の親五名が、ほとんどはユダヤ教徒だったわけですが、けれども、訴訟を起こしました。一つの宗教の考え方を公立学校という場において強制するのはいかなるものであるのかという訴状でした。これをニューヨーク州裁判所は却下しましたけれども、最高裁のレベルではこれが通り、公立学校における祈りが禁止になりました。その翌年には、シエンブ判決というのが出まして、やはりニューヨーク州ですけれども、公立学校での聖書朗読も禁止になるわけです。こういう事態に対して危機感をもった、いわゆるファンダメンタリストがこれに対して反旗を翻し、それを契機に政治化していくという経緯をそこにみることができます。彼らがこの事態をどのようにとらえたかといいますと、このようなトレンドは世俗主義というものが台頭し、それが強い力を保持してきた結果である、と。ですから、彼らは常に「世俗主義対キリスト教原理主義」という図式で、一方的に事態を見る傾向があります。

### 3 新帝国主義の展開とキリスト教原理主義

次に、権力中枢におけるネオコンとキリスト教原理主義ということでも少しみていきたいと思います。今日、新帝国主義の指向性がアメリカの外交政策のなかで出てきたという議論が、いろんな立場の論者から提起されるようになってきました。九〇年代以降、冷戦後、グローバルな規模で展開する金融資本主義、そしてそれと並行して追求される政治的覇権主義、さらにはグローバルに展開する金融資本主義を支える新しい国際的政治経済体制の形成という事態が生じることになりました。ここでは主権的国民国家という枠を超えて、世界各地に散在する金融資本家たちのネットワークを駆使することによって、アメリカが経済的、政治的、軍事的な覇権主義を追求していくという形で、新帝国主義が展開されていきました。それと同時に、息子のジョージ・W・ブッシュ大統領の政権になってから、とりわけ「九・一一事件」の前後から、政権内部にいる新保守主義（ネオコン）と呼ばれる勢力が発言力を増

し加えていきました。ネオコンの中枢には副大統領のチェイニー、それからラムズフェルド、ウォルフォウイツ、ボルトン、パール、フェイスなどがいたわけですが、このなかの何人かは今は政権から離れて、いろんな所に拡散しております。けれども、これらの人たちが中心になって、「アメリカ民主主義を地球規模で伝播する」というシナリオを提起し、このシナリオに基づいてアメリカの覇権主義を世界各地に展開していくという筋書きを作ったわけです。こういう動きにブッシュ大統領もかなり影響され、ネオコンの言説に急に傾いていくということになっていくわけです。そのときにネオコンの勢力が頼みにした一つの政治勢力がキリスト教原理主義であったわけで、ユダヤ教原理主義も含めてもよいかと思いますけれども、原理主義的勢力を利用するということになっていきます。ブッシュ大統領およびチェイニー副大統領は、母教会が合同メソジスト教会なんですけれども、二〇〇二年秋、イラク戦争の可能性を示唆した頃から、ワシントンD.C.のホワイトハウスの近くにある母教会の合同メソ

ジスト教会の牧師が、ブッシュとチェイニーの二人を批判するという出来事が起こっていきます。メソジスト教会はいろんな立場があつて、原理主義者もないわけではないのですけれども、リベラルな立場の教会のほうが力が強い教会です。しかし、他方、ホワイトハウス内には戦争推進派の御用祭司たちが出入りするようになります。特に全国的に有名なTV伝道師たちが、聖書の勉強会や礼拝をホワイトハウス内で頻繁にもつようになります。ホワイトハウスに牧師や伝道師を招き入れるというのは戦前もあつたことのようにですが、けれども、特に戦後はレーガン大統領以降、かなり頻繁になっていき、福音派の大衆伝道師であつたピリー・グラハム、TV伝道師のジェリー・ファルウエルが招かれました。父ブッシュ政権の時代にもピリー・グラハム、ファルウエルも引き続きいて、また新たにバット・ロバートソンもホワイトハウスに頻繁に出入りしていたということです。彼らの機能というのは、TVに映し出されることを通して、政権を宗教的に裁可する役割、湾岸戦争であれ、今回のイラク戦争であれ、

そういう役割を期待されています。つまり、御用祭司の役割をつとめたということがいえるのではないかと思っています。

この関連でもう一つ、やはり気になるのは、アメリカの市民宗教の問題です。アメリカの市民宗教というのは、ロバート・ベラーが提起した民衆レベルでの宗教意識です。ベラーは、アメリカの市民宗教を「アメリカの歴史を通して見られる、あるいは啓示されたと言え言い得る、普遍的かつ超越的な宗教の実態である」と定義して、リンカーン大統領の演説とかケネディー大統領の演説などを分析しながら、アメリカにはキリスト教という制度宗教とはまた一つ異質な市民宗教というものがあって、これが大きな役割を果たしているという議論をいたしました。

歴代の大統領が、例えば「出エジプト」—— 奴隷の地エジプトから脱出する解放物語—— や選民思想あるいは約束の地や新しいエルサレムといったメタファーを使用して、アメリカの過去と現在を説明しようとして試みております。これらは、もともとイスラエルの救済

との関連で使われた主題やメタファーですが、これらを新天地のアメリカに応用するわけです。例えば、南北戦争におけるアメリカ国民の悲劇を解釈するにあたって、キリストの十字架の死と復活であるとか、こういう聖書のシンボルをアメリカ国家の苦難と再生のテーマに照らし合わせながら使用していくといった、そのような宗教的ないし擬似宗教的言説が、大きな役割を果たしてきたのではないかとベラーはいうわけです。ここでは、アメリカ国家の守護神としての神の存在が前提とされ、国家の死と再生、国民の苦難と苦難の克服による勝利というテーマが、語られていくことになります。

問題は、ベラーが市民宗教というものをかなり肯定的に理解し評価したということだろうと思うのです。多文化社会、多民族国家であるアメリカを統合するものとして、このような市民宗教が果たした役割には積極的なものがあつたとベラーは評価するわけです。その後ベラーは多少ともこの見方を改めて、特にこの十年ぐらいは市民宗教のネガティブな側面についても語

り出してきています。けれども、ベラーが一九六〇年

代、七〇年代に市民宗教の議論を提出したときには、

その肯定的な役割というところにウェイトが置かれたか  
と思います。おそらく今日キリスト教原理主義が受け

入れられる背景には、市民宗教的な基盤があつて、ア  
メリカ国民の国家への帰依、ある種の愛国主義、そし

て国民の苦難およびその苦難を乗り越えての勝利、そ  
ういう市民宗教が提供する愛国主義的言説というもの

と、現在のキリスト教原理主義が語っていく愛国主義  
的言説との間に、非常に似通った側面があるのではな

いだろうかと思うわけです。共通しているのは、アメ  
リカの「マニフェスト・デステイニー」という歴史の

見方であつて、アメリカには明白な運命づけられた歴  
史のテロス（目的）があつて、アメリカは民主主義や自

由という価値を世界に伝播し、人権の価値の擁護者と  
なつて世界に模範をたれるのだという一種の使命感で

す。このような歴史意識ないし使命感が、市民宗教の  
支持基盤と現今のキリスト教原理主義の愛国主義的基

盤とを密接に融合している可能性を考えていく必要が

あります。

こうした市民宗教の言説とは対蹠的な立場に立つて、  
アメリカにみられる「権力の傲慢」（支配権力のヒュブリ

ス）を批判し、自国の自己相対化や自国の自己批判の作  
業に携わつた権力批判の系譜というのもなかつたわけ

ではありませんでした。例えばキャロル・ブライアン  
トの議論によれば、十八世紀の大覚醒期の「千年王国

主義的アメリカ」の歴史的文脈のなかで、ジョン・サ  
ン・エドワーズが選民思想的なものの危険性を説いた

り、ノーサンプトンの会衆派教会の牧師を解任された  
後、贖罪の意味をもこめてインディアンの居住地区に

赴き、そこで伝道するというような晩年を送つたりし  
ました。こういうエドワーズのような人があつたかと

思うのです。さらに権力批判の系譜ということでは  
われは、フレデリック・ダグラスという人、十九世紀

半ばの南北戦争期に奴隷解放のために戦つた人を想起  
してもよいでしょう。彼は奴隷解放に奔走すると同時

に、リンカーンとともに国家分裂を何とか回避しよう  
として努力した人でした。あるいは権力批判の系譜に

連なる代表的思想家として、一九二〇年代から四〇年代半ばまでの前期のラインホルド・ニーバーを挙げることができるかもしれません。後期になると彼は反共主義とベトナム戦争などにコミットしていくので前期と後期を分けたいと思うのですが、ニーバーもやはり国家に対する預言者的批判の役割を果たした公共的スピーカースマンだったといえるのではないのでしょうか。

そこでニーバーの議論をちょっと想い起こしてみたいのですが、ニーバーはアメリカというのは特殊な国であると述べています。アメリカは、一方において植民地時代および建国期において宗教的に形成された国家という一面を有しているという意味で、「イスラエル」である。しかし他面、きわめて現世的で富裕な国家でもあるという意味で「バビロン」でもある。ですからアメリカは、宗教的権力であれ、道徳的権力であれ、経済的権力であれ、政治的権力であれ、軍事的権力であれ、常に容易に「権力の過剰」に陥る傾向性を持ち、結果的に「権力の傲慢」に陥る誘惑に駆ら

れてしまう。アメリカはそういう固有の傾向性をもった国なので、注意しないといけないことを若い時代にはいつているのです。それにアメリカに固有の誘惑である「マニフェスト・デステイニー」のイデオロギー、それから「アメリカン・ウェイ・オブ・ライフ」という生き様が、貧しいアフリカ諸国やアジア諸国との対比において、そのイデオロギー性は明白であるという指摘も行っております。反共主義の立場からベトナム戦争初期にはそれを容認したニーバーでしたが、その晩年には、ニーバーは一時期この戦争を支持したことを反省し悔いて、アジアのもっとも貧しい国に対して、アメリカがテクノロジーの粋を傾けて戦争を挑むのはどういものだろうかという批判を行っております。

最後に「九・一一事件」以降のキリスト教陣営の分裂について述べておきたいと思えます。一般的にキリスト教原理主義のような宗教右派の教会はイラク戦争を支持しましたし、その牧師も信徒も支持する傾向が強かったのです。しかし、キリスト教の左派のほう、

リベラルと呼ばれる人たちは、やはり一貫して反対する傾向にあり、特に牧師や司祭といった教会の指導者についてはほぼ全面的に反対であったということです。

こうした背景にあるもう一つの事柄として、九〇年代後半以降、『レフト・ビハインド』シリーズというキリスト教原理主義の立場から書かれた連載小説（全部で十二巻ほど）が大ヒットし、数百万部以上も出版され、これがTV化されたり、CDになったり、ビデオになったり、アメリカの保守派のキリスト信徒のなかで多く読まれたというところを取り上げました。そこで問題になるのは、黙示録の主題が書かれ、ハルマゲドンの最後の戦いが描かれたりするのですけれども、そこで描かれるキリストが戦うキリストであって、正義のために悪を懲らしめる好戦的なキリストであるということとです。これに対して福音書の山上の説教に見られるような平和的なキリストというものが、ある意味でカリカチュア化されているということです。このような小説がかなり浸透して数百万部も売れるということが起こっていったということで、「九・一一事件」やイラ

ク戦争前の保守的なキリスト信徒や教会に好戦的な影響をこの連載小説が与えたという議論も出ております。

#### おわりに

最後に結論として申し上げたいのは、繰り返しになりますが、今日のアメリカの政教分離の危機というのは、政治権力と宗教権力との制度的結託や財政的な癒着や、あるいは信教の自由の否定ではなくて、むしろ支配権力と宗教右派という宗教勢力とのイデオロギー的結束であるということです。これが法制的に一種の立憲主義上の盲点となっていて、なかなか政教分離原則の違背として位置づけることが困難であるという問題を抱えているということ。それから、アメリカの宗教右派は支配権力の正当化と下支えの役割を履行し、排他的な愛国主義やナショナリズムの言説と結託しているということです。

もう一つ、先ほど申し上げたような権力批判をするキリスト教や教会を代表するような公共的スポークスマンが、湾岸戦争の頃からいなくなってきたのではな

いかということも申し上げておきたいです。逸脱する支配権力ならびに支配権力に迎合する宗教勢力を批判するような公共的スポークスマン、かつてのラインホルド・ニーバーやM・L・キング牧師などが論壇から消えて、むしろこういう権力批判の課題はエドワード・サイード、ノーム・チョムスキー、ハワード・ジンといった教会の壁の外の知識人によって担われてきたといえるのではないのでしょうか。

最後の論点として、今のアメリカのキリスト教会は一種の危機に遭遇しているのではないかと申し上げておきたいと思います。確かに教会に行く人はそれほど減っていない。むしろ州によっては増えているくらいだという統計上の数字をもち出す人もおりますけれども、しかし、その中身を見ると、そこでかなり人々を魅きつけているキリスト教、人気のあるキリスト教というのは、右派の愛国主義的キリスト教であって、キリスト教原理主義あるいはその近くにある保守的福音主義というキリスト教です。全部が全部そうではないのですけれども、この保守的福音主義や原理主義は反

社会的であり、また偏狭なナショナリズム、愛国主義というものにコミットしたがる勢力であるということがあります。これに対して、いわゆるリベラルな教会というのは、時代とともにますます帰属会員を失ってきており、影響力を欠いてきております。その結果、権力批判を旨とするようなキリスト教の衰退という問題が、大きな問題として現代のアメリカにあるのではないのでしょうか。このことは、現代のアメリカのキリスト教の危機を示しているのと同時に、これまで公共的エートスの供給を、一部、宗教的源泉に求めてきたアメリカ社会の危機をも示しているのではないのでしょうか。これを結びの言葉とさせていただきますと思います。

(ちば しん／国際基督教大学教授)

(本稿は二〇〇六年七月二十七日の研究会での報告内容に加筆いただいたものです)